

鳥羽市議会運営委員会会議録

平成30年11月28日

○出席委員（5名）

委員長 世古安秀
委員 戸上健
委員 尾崎幹

副委員長 山本哲也
委員 坂倉広子

議長 浜口一利

副議長 木下順一

○欠席委員（1名）

委員 坂倉紀男

○出席説明者

・寺田総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水敏也
書記 中山真緒

次長 上村純
兼庶務係長
兼議事係長

(午前10時00分 再開)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

坂倉紀夫委員から療養中のため、欠席の報告をいただいております。

早速ですが、平成30年12月3日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。

○寺田総務課長 おはようございます。

総務課寺田です。よろしく申し上げます。

それでは、平成30年12月3日会議に提出いたします議案について説明をさせていただきます。

提出議案一覧表のほうをごらんください。

今回の議案は、議案第12号から第18号までが平成30年度補正予算議案7件、それから、議案第19号から議案第21号までが条例議案3件の計10件を上程いたします。また、追加議案としまして、12月21日に人事案件、固定資産評価審査委員会委員の選任、それと教育委員会委員の任命2件を予定いたしております。

次のページをごらんください。

提出議案の概要でございますけれども、議案第12号、平成30年度鳥羽市一般会計補正予算（第5号）、それから議案第13号、平成30年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第14号、平成30年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第15号、平成30年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第1号）、議案第16号、平成30年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第17号、平成30年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、それから議案第18号、平成30年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

こちらにつきましては、補正予算の概要（第5号）等のほうをごらんください。

まず、補正予算の規模でございます。これの1ページでございます。

補正予算の規模でございますが、平成30年度一般会計補正予算（第5号）は、種苗放流事業費寄附金の基金積立金で130万円、神島開発総合センター運営管理経費で54万7,000円、保育所運営給与等管理費で611万6,000円、小学校給与等管理費で72万9,000円、中学校給与等管理費で50万9,000円のほか、河川災害復旧事業で500万円を計上し、補正後の一般会計予算額は114億3,780万円となります。

特別会計におきましては、介護保険事業で4,717万3,000円、定期航路事業で1,413万2,000円を計上するなど、補正後の特別会計予算額は68億9,359万4,000円となります。

また、企業会計におきましては、水道事業で226万9,000円を減額しまして、補正後の企業会計予算額は19億3,226万1,000円となります。

一般会計、特別会計、企業会計の補正後の予算総額は、この表の一番下の右のところですが、202億6,365万5,000円となります。

概要の4ページのほうをごらんください。

今回の補正予算では、人事異動及び人事院勧告に基づく人件費補正を計上しております。

4ページのほうには、人事院勧告による主な内容を掲載しております。

まず、行政職給料表等で、その改定で平均0.23%の引き上げを行っております。期末勤勉手当の支給月数の引き上げでは、勤勉手当を0.05月引き上げを行いまして、年間支給月数が4.45月となります。それと、初任給調整手当支給月額改定ということで、これ、医療職ですけれども、月額500円引き上げ、支給月額を41万4,800円としております。適用年月日は平成30年4月1日となります。補正予算額は、給料、職員手当と教材費を合わせまして一般会計で930万3,000円、国保会計で14万8,000円、介護会計で18万4,000円、定期船会計で103万3,000円、下水道会計で3万3,000円、後期高齢会計で6万1,000円となっており、合計で1,076万2,000円となります。

人事院勧告以外のその他の事業につきましては、概要の5ページから13ページに記載をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、今度は提出議案の概要のほうに戻っていただきまして、議案第19号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、こちら総務課のほうですけれども、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、給料表の改定が平成30年4月から行政職給料表等を平均改定率0.2%引き上げとなっております。

それと、初任給調整手当及び宿日直手当の引き上げ、これも平成30年4月から、それと、勤勉手当の改定、これは平成30年12月期からでございますが、一般の職員が年間4.40月が4.45月となります。これは期末手当も含んでおります。

それから、31年度以降ですけれども、6月と12月の期末手当、勤勉手当を均等化するという内容を改定させていただきます。

それから次に、議案第20号、鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、こちら健康福祉課ですけれども、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件について所要の改正を行うものでございます。

内容としましては、放課後児童支援員の資格要件としまして、教員免許状を取得した後に更新を受けていない場合であっても、要件を満たすことを明確化しております。

それから、高等教育機関として新たに設けられた専門職大学の前期課程修了者を追加いたしております。

それともう一点、補助員として一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めた者、こちら追加をしております。

次に、議案第21号、次のページですけれども、鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、こちら水道課ですけれども、学校教育法の一部を改正する法律の施行による水道法の一部改正等に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の改正を行うものでございます。

内容としましては、高等教育機関として新たに設けられた専門職大学の前期課程修了者、こちらのほうを追

加いたしております。

以上で、平成30年12月3日会議の提出議案についての説明を終わらせていただきます。

なお、追加議案としまして、12月21日に人事案件、固定資産評価審査委員会委員の選任についてと教育委員会委員の任命についての2件を提案予定しておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○世古安秀委員長 総務課長の説明は終わりました。

次に、会議日程及び議案の取り扱いについて、事務局長に説明をさせます。

事務局長。

○清水事務局長 それでは、12月会議の日程等についてご説明いたします。

12月会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長から説明のありましたとおり、補正予算議案7件、条例議案3件と請願1件の計11件であります。

一般質問につきましては、6名の議員から12件の通告がございました。

次に、その議案の取り扱い並びに会議日程についてですが、お手元の会議日程案をごらんください。会議日程及び議案の取り扱いについては、12月3日に会議を再開いたします。諸報告、会議録署名議員の指名後、議案第12号から第21号までの10件を一括議題とし、提案者の趣旨説明を行います。続いて、請願7号の1件を議題とし、紹介議員からの説明していただき、12月3日の初日を終える予定でございます。

一般質問は通告者が6名ですので、12月7日の1日目に3名、2日目の10日に3名となる予定です。

続いて、12月12日に議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会へ付託いたします。各常任委員会の日程につきましては、12月13日に総務民生常任委員会を、12月14日に文教産業常任委員会を開催いたします。請願につきましては、総務民生常任委員会で審議をしていただきます。予算決算常任委員会につきましては、補正予算審査を12月17日の1日間としております。12月21日の最終日は、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決等を行い、散会する日程とさせていただきます。

以上、よろしくご審査のほどお願いいたします。

○世古安秀委員長 事務局長の説明は終わりました。

会議日程及び議案の取り扱いについてご質問、ご意見はございませんか。

これ、日程の、先ほど、局長、案というふうに言いましたが、これ、「案」が抜けていますんで、一応議運で諮ると。可決されたら正式に本決定ということになりますので「案」をとりあえずは入れておいてください。

ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、ないようですので、お諮りいたします。

議案の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案の取り扱いについてはそのように決定いたしました。

続きまして、追加議案の上程等について事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○清水事務局長 追加議案上程と、その取り扱いについてご説明いたします。

日程案にはございませんが、12月21日の最終日に追加議案として議案第22号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第23号、教育委員会委員の任命についての人事案件2件を予定しております。申し合わせによりまして、人事案件につきましては委員会付託を省略し、質疑を行うが、討論は行わないとありますので、このように取り扱いをさせていただきます。この人事案件に対する全員協議会を12月3日の本会議終了後に開催させていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

以上、よろしく審査のほどお願いいたします。

○世古安秀委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについてご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、お諮りいたします。

追加議案等の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、追加議案の取り扱いについてはそのように決定いたしました。

それでは、総務課長の退席をお願いいたします。

(「ちょっと一つ言いたかったんやけれども、いいですか、その他で」の声あり)

○世古安秀委員長 その他……ちょっと着席、すみません。

(「いいですか」の声あり)

○世古安秀委員長 はい、尾崎委員。

○尾崎 幹委員 この補正で年に4回、この題を出してもらえるんけれども、できるものなら、前年度との比較ができるように補正予算の枠をもう一つつくってくれへんか、それは無理か。

(「枠をもう一つ……」の声あり)

○尾崎 幹委員 中身はどうあれとして、これ12月補正、やっぱり、これ見とると、金額が1億5,000万円になっとるわけやんか。前年度は幾らやったと調べたらええことなんやけれども。

(「前年度と……」の声あり)

○尾崎 幹委員 対比をちょっと出しといてもらおうと。

(「ちょっと財政課の」の声あり)

○尾崎 幹委員 それ、一遍相談して。ええものなら、ここへ前年度の比較を出してもらおうとわかりやすいんかなと思うとるもので、どうですか。

○世古安秀委員長 尾崎委員、そういう前年度との比較というのは補正やで、この前当初予算に組まれたものの、やっぱり、それ、特別に事業が国の補助をもらったりというふうなところでのそういう比較というのはどうなんかな。

(「比べようがないな」の声あり)

- 尾崎 幹委員 いや、そうじゃなしに、全体を見るんに一番わかりやすい。
- 世古安秀委員長 何を目的にそういうのを出してくれと言っているの。
- 尾崎 幹委員 全体予算を見たいもの。
- 世古安秀委員長 全体の予算を見ると。
- 尾崎 幹委員 補正で毎年、年に4回の議会の中で補正が上がってくるわけですよんか。
- 世古安秀委員長 はい。
- 尾崎 幹委員 その4回の補正の使い方じゃなしに、やっぱりトータルをちょっと見たいもので、その前年度との、それは言うように中身はもう全然違うと思う。
- 世古安秀委員長 違う。
- 尾崎 幹委員 全然違うと思う。そやけど、それをちょっと比較できたら、ああ、前年度よりちょっと使とんやなとか、そこを何で使うたかが理解できると思う、この中身が。言うることわからんか。いや、僕はわかるんよ。みんながやっぱり理解するべきじゃないかなと思って……まあまあ、いいです。
- 世古安秀委員長 総務課長、一回聞いて。
- 尾崎 幹委員 ちょっと一遍検討して。
- 世古安秀委員長 企画財政課とちょっと相談して。
- 尾崎 幹委員 ええ悪いじゃなしに、できるものならということ。
- 世古安秀委員長 できるかどうかというふうなところと、もうその辺ちょっと相談して。尾崎委員、企画財政課と相談するということがよろしいですか。
- 尾崎 幹委員 はい、オーケーです。ありがとうございます。
- 世古安秀委員長 はい。じゃ、そのようにしてください。
- では、総務課長ご苦労さんでした。退席をお願いします。

(総務課長退席)

- 世古安秀委員長 続いて、一般質問について、私が今回出させていただいた通告を提出しておりますけれども、請願の内容と同じ趣旨の通告をしております。このことについて一度議会運営委員会の委員の皆さんでご協議をいただきたいと思いますので、副委員長に進行を交代したいと思います。

副委員長お願いします。

(委員長交代)

- 山本哲也副委員長 それでは、進行のほうを交代させていただきます。

先ほど委員長から説明がありましたとおり、請願で上がると内容と同じ内容ということで一般質問が、議会運営のほうでというふうなことなんですけれども、なぜ議会運営のこの会議で諮らなあかんのかというところをちょっと事務局長のほうから、こんなふうになった経緯といいますか、本来議長のお許しを得て一般質問とかということが出来るんかどうかというところかなとは思いますが、議運で諮るといって、そうなった経緯をちょっと説明してもらってもいいですか。

事務局長。

- 清水事務局長 この請願書が出されたのが26日の午前。それで、世古議員から通告の書いたメモを私が見さ

せていただいたのが26日月曜日の夕方でした。

その中で私がちょっと思ったのは、すごく何か違和感を感じたんです。請願と……もう一回初めからいかなあかんですか。

(「いい、大丈夫」の声あり)

○清水事務局長 違和感をすごく感じたんですね。それで事務局で調べましたら、お手元にペーパーございますか。

(「まだ配ってない」の声あり)

(「配ってない」の声あり)

○清水事務局長 これと解説書の中で調べたものについて読まさせていただきます。

右側のほうの二つ目の丸です。委員会に付託中の案件に対する一般質問の是非ということで問題、問いということで、委員会に案件を付託し、委員会において審査中の案件を本会議において一般質問として案件の内容についての質疑を質問することは可能かという問いに対しまして、決定ですけれども、委員会に付託、審査中の案件といえども、市町村の事務に該当するため、標準会議規則第62条1項なんですけれども、これは議員は、市の一般事務について議長の許可を得て質問することができるという意味です。理論上は、一般質問は可能であるんです。

しかし、実務上は、議運等において委員会に付託審議している案件については、一般質問で取り上げない旨の申し合わせをすることが適当であると解釈するという、こういうことを事例が出ておりましたもので、それで、私のほうからその26日の夜に世古議員のほうにお電話させていただいて、余りこの質問につきましては、請願と一緒に内容ですので、一旦取りやめていただけないでしょうかという話をしたんですが、そこでちょっとうまく。

(「やりとり」の声あり)

○清水事務局長 やりとりができなくて、それで、そのときに私は議長に明日相談させていただくということを言わせていただきました。

議長のほうから、また同指針の内容等を含めて、世古議員にお電話で話をさせていただきましたんですが、どうしても世古議員のほうから一般質問をさせてほしいということになりましたもので、そしたらば、議会運営委員会の中で議員の皆さんにご意見を聞いたらどうでしょうかということで、きょうの日になりました。

以上でございます。

○山本哲也副委員長 ありがとうございます。

流れとしてはそういうことで、議長のほうから、はい。

○浜口一利議長 一般質問が出てくると、私も目を通してということはもう当然仕事ですもので、その中でいろいろこれまでも理由もなく不許可にするということとはできないと思うんですけども、今回の例にとつていうと、やはり請願が出ておる中で結果的に同じようなことになってくるので、これはもう取り下げてもうたらどうやという話はさせてもらったんやけれども、取り下げるについても議運で話してもろてというぐらいの形のほうがええかなということで、きょうはその話をさせてもらうわけなんですけれども、ただ、これ、もうあかん、議長的にいうても、だめというわけにはいかないという部分があるもので、今までもいろいろこれま

でも何回かこんな話がありまして、取り下げてもらったりというところもあったし、この部分については、余り深く入らないでくださいよというぐらいの程度、それが普通なんですけれども、そのような形で扱っていたということなんで、そのことも含めてちょっと協議していただければということなんですけれども。

○山本哲也副委員長 わかりました。ありがとうございます。

では、世古委員のほうから説明をお願いします。

○世古安秀委員 結論からいうと、私はこの内容については一般質問をしたいというふうに考えております。

その理由というのは二つありまして、一つは、請願というのは市民の声を行政に上げるための大事な、重要な権利であると。それは、やっぱり本当に重要視されなければいけないというふうなことは、尊重されなければいけないということは、十分に私は理解しております。今回請願で皆さんのお手元にも届いておりますけれども、請願で上がってきた内容というのは経過を中心に最後に鳥羽市の支援をお願いしますということについてですので、具体的なことについては余り触れられていないという請願内容になっております。

私は、平成28年9月の議会のとときに、前木田市長のとときにもこの鳥羽高の存続についても一般質問をさせていただいて、鳥羽の活性化には鳥羽高の存続は必要であるということはずっと言ってきたわけです。

先般9月の本会議で補正予算を認められて、セミナーの経費が出されて、セミナーも開催されて、それから24日ですか……22日ですかね。市長と知事の1対1対談の中でも鳥羽高の存続の話については議題の中にも上がっております。そこで、私が一般質問したいというのは、やっぱり執行部の市長、それから教育長、それから企画財政課長の考え方を市民目線の中できちんと問いただすことが議員の役割でもあるというふうに思いますので、そういうことを考えて、やりたいというのが1点と、二つ目は、先般の6月議会のとときでも船津の太陽光発電に関しての請願が上がってきておりまして、そのときにでも2名の議員が一般質問もしたというような例もあるというふうに考えております。

先ほど局長のほうから話のあったコピーですけれども、これについては議会運営委員会等の場所で決めることがいいというふうに書いてありますので、まだ現段階では鳥羽市議会としては、決定協議もして、まだ決定というのはされていないというふうに思いますので、そういう意味からして、その協議をするのであれば、私は議運の中でということやなしに、全員が参加できる議会活性化推進委員会の中で協議をすべきかなというふうには思っておりますけれども、そういうことの私の考えを述べさせていただきました。

以上です。

○山本哲也副委員長 はい、ありがとうございます。

このことについて質問等ございませんでしょうか。

では、戸上委員。

○戸上 健委員 まず、この出された資料の委員会に付託中の案件に対する一般質問の是非の中身についてはどう解釈するのかという点について確認しておきたいんですけども、これは文言を読む限り、委員会に案件を付託し、委員会にて審査中の案件と、それを一般質問で取り上げるのは構わないけれども、議運で議論して取り上げない旨の申し合わせすることが適当であると解釈するというふうに出ておるわけですね。これは、現実に既に委員会に、例えば今12月議会だけれども、9月議会で委員会に出されて委員会でも審議中と、それで継続になっとなるか、あれは別にしてですよ、そういうものを一般質問で別途取り上げるということは遠慮すべきと

いうふうに僕は解釈すべきことであって、それを委員会で今審議しとるんだから、それをあえて一般質問でやるということは一般質問という、それは越権行為になるんやないかという解釈やというふうに思う。今回の請願は何もまだ委員会に付託もされてへん、現実的にはやで。議長が本会議で付託するんやで。付託されてから委員会で審議するわけや。それは一般質問の後、委員会は審議するわけや。委員会の審議の場合も、僕らが審議するんやけれども、本会議でこういうやりとりがあったというのは委員会で十分参考になるわけや、委員会の議論について。

しかし、それが前後すると、本会議の一般質問はどうかなという単なる疑念をしとって、議員の一般質問を制約するというかな、何でも質問できるというのが本会議の一般質問のいわば原理原則なんやで、それに足かせをあえてこういうふうにかけるということは僕は疑問があるというのが一つと、もう一つは、委員会の付託案件が本来は、これは議案という意味であって、請願というのはまた別問題やな。市民の切実なる要望を請願にして上げるわけやで。その上げる中身を同じような中身があったとしても、議員が一般質問に取り上げるということは、僕は何らそれは問題はないというふうに思います、請願が仮に出とったとしてもやというふうに思います。

それから、さっき冒頭局長から説明のあった11月26日の午前に請願が出されて、夕方に世古議員から通告があったということやけれども、これは議員が通告する前に1カ月か2カ月前からこの問題を質問しようという準備ずっと重ねとるわけや。そして、26日通告するわけやわな。それは、請願がどんな請願が出るのかも皆目わからん中で議員がそういう準備を着々としとるわけで、それを本来は阻害したらいかんというふうに思うんです。

以上です。

○山本哲也副委員長 はい、ありがとうございます。

はい、尾崎委員。

○尾崎 幹委員 まず、これ、鳥羽高問題は三重県の問題ですわ。

○山本哲也副委員長 マイクを。

○尾崎 幹委員 鳥羽高の問題は、まず三重県の問題であって、ここを活性化するためと。これ、やっぱり少子化でなっていって、三重県ではどういう考えをここに対して持つとるか。これは鳥羽の住民の人らは、やっぱりこういう考えを持つとんはよくわかるけれども、本当に廃止って決定されたのとか、そういう中身を明確にまず出してもらうことが大事で、それで、うちに選出しとる県会議員がおるわけですから、一般質問して、教育委員会もしくは知事の考えをしっかりと聞いた中での流れを重視せな。鳥羽高存続にしろ、活性化にしろ、三重県の問題なんですよ。鳥羽市内から、鳥羽市から見たら高校がなくなる、もしくは高校が衰退していくというのは、見て見ぬ振りにはできないと、そういう流れの中の、ただ、順序として本当に三重県の考えは僕らまだ聞いてないし、そこをやっぱりしっかりととめた中で、本当の問題点は何なんだと、そこら辺が見えてない。これ、もう請願出す方の意見やと思うんですけれども、そこら辺が僕らにも見えてないというところが一番、ちょっと答えの出しようがないんじゃないかなと。

ちょっと世古さんに聞きたいんやけれども、いいですか。この問題について三重県議会議員誰かが鳥羽高の活性化について質問か何かされていますか。

○山本哲也副委員長 はい。

○世古安秀委員 されていないと。

○尾崎 幹委員 されてない。

○世古安秀委員 聞いておりません。先ほど尾崎議員が言うところのことについてちょっと私補足しますけれども、ここに一般質問の項目のところ、①のところ鳥羽高校活性化協議会というのが書いてありますけれども、これは、このメンバーには企画財政課長、そして市の関係では教育長も入っております。その中で先般の、冒頭にちょっと言いましたけれども、9月議会のときに補正予算が認定されましてセミナーが開かれたと。その活性化協議会に対しての補助金ということでの予算が認められたということは、鳥羽市もやっぱり何らかの形でやろうということを考えているということですので。

○山本哲也副委員長 すみません、ちょっと抑えてもらって、今ね、今話したんのは。

(「いや、わかるとるよ」の声あり)

○山本哲也副委員長 それ、内容じゃなくて。

(「これとこれといか悪いかという話や」の声あり)

○山本哲也副委員長 そう。一般質問としてこれが適切なのかどうなのかと、また委員会のほうに付託をして、また委員長報告に対する質疑の可能というのがある中で、そういう委員会としてはね。

(「認めるか認めへんかという話やろ」の声あり)

○山本哲也副委員長 議会としては、一応こういうふうな、そういうふうなしつらえがしてある中で、議会を運営していく中で、こういうふうなかぶった質問が適切なのかどうなのかというのを皆さんに。

(「わかっています」の声あり)

○山本哲也副委員長 話し合っていたきたいんです。

(「よろしいか」の声あり)

○山本哲也副委員長 はい。

○戸上 健委員 僕、さっき提起したように、この解釈、正確に解釈せないかんとするんやわ。

(「そうやな」の声あり)

○戸上 健委員 だから、それが、これはどこから出たかわからんけれども、ちょっとさっき説明あったかわからん、ちょっと僕聞き漏らしたけれども、何々の時点やろ。それで、例えば総務省の地方自治行政局のほうにこういう文言があるけれども、これはどういう趣旨だと。鳥羽市の場合はこういう事例になつとるけれども、どう解釈したらいいのかということをはっきり判断を仰ぐべきやと思ふんさ。そやないと、そういうふうな一般質問をやめると、取り下げることになっていくと、これからいろんなことにこの条項に絡めてやで、これはもうやめなさいということになりかねないというふうな思ふんだ。それは鳥羽市の議会基本条例にも反することで、活発な議会ということをやったとるわけやで、そやで、まずこれを僕が提起したように審査中の案件で、まだ付託されてないものについても該当するかどうか、それと、それは請願も該当するかどうかということをはっきり専門機関で、行政機関なりでそれにただすべきやと僕は思うよ。今事務局の判断やろ、これは。鳥羽市議会の事務局の判断で、これは一般質問については取り下げてもらいたいということなんやろ。

○山本哲也副委員長 いや、はい、すみません、ありがとうございます。

取り下げてもらいたいというよりは、いろいろ調べていただいて、こういうふうなことが書いてありますよというのが事務局の提示なんです。事務局の意思はここには何もなくて、議長としての判断としてどうなんやろうかというところを迷われて、議運のほうでも話されたらどうですかと。その根拠として、こういうのが一応出ていますよというふうなことを提示してもらっておるだけなんです。なので、この場で、鳥羽市議会として議会を運営していくに当たって、こういうふうなケースが出てきたので、それをどう取り扱うべきかという部分を今この場で話していただきたいというふうに思っていますんで、戸上委員おっしゃるように、それが妨げになると、議員の権利が妨げになるんやというんでしたら、それはそうなんでしょうし、それに対する意見とかというのがあってもいいのかなというふうに思うんです。一応議会としては委員会に付託をして、委員会の中でもんでもらって、委員長報告に対する質疑もできるようにはなつとるので、そこでやってもらってもいいんじゃないかというふうなことなかなかというふうにも思うので、その辺をどう取り扱っていくかという部分をきょう話していただければなというふうに。別に一般質問としてはできなくても、そういうふうな形で議論を深まらせることができるような体は議会としてはとっているんで、それをどうしていくかというところなかなかというふうに思いますけれども。

議長。

○浜口一利議長 最初にも言ったように、一般質問をとめるということはなかなかできにくいということなんですけれども、ただ、私が言ったのは、さきほど言ったように、ほんま請願で出とるもので、この請願を採択した後で、また市としての支援をお願いしますという請願なもので、それが採択されて、また市にとって事業とか、その結果を見て十分やっていないのではないかとという時点で一般質問したほうがええのではないかと世古さんには話をしたんですけれども、だけでも、ここで議運で諮ってもらって、どんな形にするかというのをきっちり決めてもらえばいいことなんで、ただむやみやたらに、冒頭にも言ったように、一般質問をとめるということは、なかなかできにくいというところがありますもので、いろいろ事例も見ながら検討していただきたいということなんで、そのあたりは踏まえていただきたいと思います。

(「よろしいか」の声あり)

○山本哲也副委員長 はい。

○戸上 健委員 ちょっと僕ばかりしゃべって申しわけないんやけれども、今後もこういうことは起きると思う、請願が出て。そうやもので、この解釈を僕はこの際にはっきりさせておくべきやというふうに思うんです。請願が出て、同じ中身の一般質問は、議員としては遠慮せないかんのかどうかということなんです。だけど、ここに条項にある委員会に案件を付託し、委員会にて審査中の案件という、この審査中の案件というのを何を指すのかということについて。また、今回の場合は請願はまだ本会議にも上程もされてへんわけやで、きょう議運で初めて決まった、こういう議案やということがわかったわけやで、12月3日に初めて上程されて、それで議長が付託するわけやろ。それから委員会というようになるわけ、我々は総務の委員会ということになったけれども、一般質問はその委員会から前なわけやで、審査中ということは該当せえへんわな。この文言が、それ、僕はどういう。

○山本哲也副委員長 どういうことかということですね。ここの付託審査中の案件というのが、例えば付託しとると、付託して審査中なのかという解釈、中点がどういう解釈なのかはちょっと私もあれなんですけれども、

戸上委員のほうからはそのような形で順番としてはおかしくないんじゃないかと、付託されていない中でというところ。付託審査中ですね、審査中ではないというので、ここには当たらないということなんですけれども。

(「この解釈を明確にしといてくれと、この際な、ということですよ」の声あり)

○**浜口一利議長** この条文見て、そのあたりも私も、あれ、そういうところもちょっと懸念されるなというところもあったんですけども、やっぱり請願上がつるとするのはもう同じようなことではないかなという、そういう解釈で話をしているわけなんで、この額面どおりいくと、まだ請願上がつてないで、付託もされてないのではないかなということだと思んですけども、もう請願上がつるとしという、そういう解釈で、ちょっとこの質問については、この後請願が採択されて、その後なかなか事業が進まなければこの質問が生きてくるなと思ったもので、ちょっと待ってくれたらどうやという話で。

○**山本哲也副委員長** はい、ありがとうございます。

議長のほうからは、きっとこの質問をもっと生かすタイミングがあるん違うかということでのあれなんかというのもある。

じゃないということですね。

(何事か発言するものあり)

○**山本哲也副委員長** この解釈の仕方やと思んですけども、多分ここを自分らだけで解釈するというのは、なかなか難しいのかなというふうに思うんで、専門機関なり何なりに判断を仰ぐというのは必要なのかなとは思んですけども、今回の件で一回してしまうと、あれがあったやないか、これがあったやないかということとされるということも懸念せなあかんのかなというふうに。

○**尾崎 幹委員** 戸上さんが言うように一遍、やはり専門家に諮ってもらって、それを僕らに講義をしてもって、その後の解釈は民主主義の方向でやったらええだけかなと思うけれども。

○**山本哲也副委員長** それからルールづくりをしっかり明確にしていくということですよ。

○**尾崎 幹委員** 前向きにみんなが考えたらええだけの話じゃないかと。

○**戸上 健委員** 議運にこうやって提起されるという、議論してくれと提起されることは重大なことやと僕は思う。

○**尾崎 幹委員** そう、重大なことや。

○**戸上 健委員** そやで、その解釈が曖昧なままやで、ええやないか、あかんやないかということは僕はあかんと思う、それを今きょう結論出すというのは、きょうは一遍質問認めてやで、それで議運としては認めて、そして事務局のほうできちんと解釈についてはっきりしておいてもらいたい。また、それを議運に報告してもらいたいというふうに、議長に報告してもらいたいというふうに思う。

○**山本哲也副委員長** との意見が出ましたけれども、いかがでしょうか。

(「そのほうがいい、それでいこうや」の声あり)

○**山本哲也副委員長** よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**山本哲也副委員長** いいですか。

(何事か発言するものあり)

○山本哲也副委員長 はい。では……。

○尾崎 幹委員 一般質問認めてしまうと、先ほどのような、副委員長が言うたように議運入れてしまうと。そやけど、専門の先生方の話をもしか聞いた仮定で、これは、やっぱりおかしいじゃないかという結果が出てきたら、うちが間違った結果を出してしまうことになるもので、一度今回は3月議会にしてもらって、そこからやってもろたら。

○山本哲也副委員長 マイクが入ってないと……すみません。

○尾崎 幹委員 そのほうがええんちゃうかなと僕は思いますけどね。これ……。

○浜口一利議長 ただ、きょう決めやなあかんもので。

○山本哲也副委員長 そうです。

○戸上 健委員 ちょっと休会にして県にでも問い合わせようたらどうや。

○山本哲也副委員長 一旦休会と。

(「はい」の声あり)

○山本哲也副委員長 事務局。

○戸上 健委員 ごめん。議員としたらやで、世古さんにしても僕らもみんなそうやけれども、一般質問、6人は、もう。

○山本哲也副委員長 用意していましたから。

○戸上 健委員 そういうことやろ。もう十分準備してきたわけやで、それを3月議会に延ばせということは、ちょっとそれは無理や。

(何事か発言するものあり)

(「よろしいですか」の声あり)

○山本哲也副委員長 すみません。

事務局。

○中山真緒書記 ここに関しては、あくまで付託審査中のことであるというふうに解釈するべきかなと思います。一般質問については、議員のほうに認められている権利ですので、そこを踏まえた上でどうしていくのかというのは、鳥羽市議会としてどうするのかというのを議運で決めるべきかなというふうに考えます。

なので、あくまで、これは付託審査中の。

○山本哲也副委員長 案件という。

○中山真緒書記 案件について書かれているということで考えてもらえればいかなと考えております。

○戸上 健委員 そうしたら、今回ののは該当せえへんわけやろ、付託審査中ではないわけやで。何であえてこれを出してきたかというのは、これはまた混乱するわな、疑問なんさ。

○山本哲也副委員長 ちょっと確認したいんですけど、これは付託審査中にはならないということですか。取り扱い的には請願は。

○中山真緒書記 今の鳥羽市議会の日程でいくと、一般質問は委員会付託の前に行いますので、付託審査中……。

○山本哲也副委員長 ではない。

○中山真緒書記 ではないと考えております。

(「そういうことやな」の声あり)

(「そうすると」の声あり)

○山本哲也副委員長 そうすると、こういうふうな、これには当てはまらないという格好にはなるけれども、一応こういうふうなこともあるんだよということで提示していただいておりますというものの解釈で。

(「当てはまりませんよという資料なわけか、これは」の声あり)

○山本哲也副委員長 いや。

(「当てはまるというのやろ」の声あり)

○山本哲也副委員長 こういうのがありますよ。そやで、すごく近いところのケースなわけですよ、今回は。なのでということで、事務局のほうで調べてもらって、これを出していただいておりますかというふうには思うんですけども、ちょっと、はい。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 事務局がやっぱりすんなりいけるものじゃないという判断をしないと、今こうなると思うんですよ。そこを新たな事例をつくるのが、そうなってくると、後々これがもしか引っかけた場合によ、そういうことになってくるわけや。事務局と議長で判断せな、こんなん。

○山本哲也副委員長 やっぱり議会を運営していく中で、その辺がどうなのかというところなのかなというふうに思いますんで、戸上委員のほうからおっしゃっていただいておりますように、当たらずとも遠くであれば問題がないやないかということであれば。

(「うん、そう。それやったら、出してくる必要ないんやで、ここへ」の声あり)

(「その後またいろいろ調べてもらて」の声あり)

○山本哲也副委員長 そうですね。ちょっと専門機関のほうにもいろいろとちょっと問い合わせ、この辺深く勉強させていただければ、こういった混乱もなくなるのかなというふうにも思いますので。

では、いかがでしょうか。付託審査中には当たらないという判断で鳥羽市の議会運営委員会として、この一般質問は適切であるということで、そのまま取り扱わせていただくような感じでもというような今の話の流れですけれども、いかがでしょうか。ご異議はないのでしょうか。

○浜口一利議長 話の流れを見ると、そういうことやと思うな。

○山本哲也副委員長 尾崎委員、よろしいでしょうか。

○尾崎 幹委員 僕はちょっとやっぱり、ちゃんと法治国家であって、僕らも法令、条例、条例で動いとるわけの中の一部に白黒つけやないかんというのはちょっと知識不足やな、僕らでは。

○山本哲也副委員長 はい。

○中山真緒書記 あくまで一般質問は認められていますので、あとはもう本当に鳥羽市議会としてどうするかという判断になると思います。

(「それなら、何でここへ出してくるねん」の声あり)

○浜口一利議長 だから、今回は……。

(「認められとったらいいやんか、もう」の声あり)

○浜口一利議長 私もちよつとこれ、請願上がつとるで、ちよつと遠慮してもうたらどうやという話もあったのかもしれないけれども、一般質問はとめるわけにはいかないというところがあるもので、それを……。

○山本哲也副委員長 判断。

○浜口一利議長 判断に委ねたという、この議運にね。あとどのように配慮するか、あとどのように議論するかという。

○山本哲也副委員長 坂倉さんのほうで何かございますか。

○坂倉広子委員 先ほども言っていたように、審査中ではないということですので一般質問していただいて、議会としては認めて、それで、ここの法令になるような部分は、また審査中と言ってくるとだめだということなので、それはちよつと今後調べていただくという進捗でいいかと思うんですけども、私の意見は質問してもらったらいいということで。

○山本哲也副委員長 はい、ありがとうございます。

尾崎委員、どうでしょうか。

○尾崎 幹委員 いや、質問自体はしてもええんさ、全然。

(「その後の話や」の声あり)

○尾崎 幹委員 うん。ここにこれを持ってくるという自体が事務局と議長のやっぱり判断ができひんだというふうに引っかかってしまうわね、僕ら、本当に。戸上さんが言われたように、やっぱりその中身をしっかりと本来は僕ら勉強してないということになっていったという答えになっていくほうにちよつと問題があるんかなというのは、僕はあると思っています。

○山本哲也副委員長 信用してもろとるという。

○尾崎 幹委員 よう言うた。質問してもや、全然僕は問題ないと思うけれども、ただ。

○浜口一利議長 そのとおりや。ただ、何回も言うように、一般質問をむやみやたらにとめることはできやんというところがあるんやけれどもというのがあつたものでということ。それで、一応世古議員には私の考えはこうやと、どうですかというところまで話をした。けども、なかなか話が折り合いがつかなかったもので、それなら議運に諮りましようかということでもので。

○山本哲也副委員長 はい。

○尾崎 幹委員 折り合いがつかへんだということは事務局と議長は望ましくないと思って、これを持ってきたわけですよんか。

○浜口一利議長 望ましくないと思ったのでゆうたけど。

○尾崎 幹委員 そこが僕ら引っかかってしまうという。

○山本哲也副委員長 そうやで、議長おっしゃるようにタイミングとして、今回こうやって出とるんでちよつと3月にずらしても、しっかりとした内容のほうができるん違うかというお心遣いやと私は認識しとるんですけども。

○尾崎 幹委員 僕もそう思うけどね。

○山本哲也副委員長 それを蹴つても、今回やりたいというのが世古議員のあれやって、それであれば、この議運の中で付託審査中に当たらないんであれば、問題ないという判断を皆さんのほうからいただいたのかなと

いうふうに思いますんで、するしないは、もう本人が。

○尾崎 幹委員 これがぼけへんようにせないかんわね、質問は。こっち一般質問のほうのがこれより先に進んでしまう可能性はあるよね。

○浜口一利議長 先にもう、これ、結論出ようようにしたい。

○尾崎 幹委員 この内容より進んでしまうと、この内容がぼけてしまいますよね。

○山本哲也副委員長 委員会……。

○尾崎 幹委員 この質問内容は、やっぱりちょっとシビアなものになってくるんちゃうかな。

○山本哲也副委員長 委員会のほうも運営のほうもしっかりしていただかんと、あかんようになってくるんかなとは思いますが。

○尾崎 幹委員 この内容やものね、この質問でしょう。斟酌しますと市長言うたら、これ、お願いする意味もなくなってしまうやんか、そこが。

○坂倉広子委員 これ。

○山本哲也副委員長 そことの整合性。

○坂倉広子委員 いいですか。

○尾崎 幹委員 どうぞ。

○坂倉広子委員 それも民生常任委員会に付託って。

○山本哲也副委員長 される。

○坂倉広子委員 ですよ。

○尾崎 幹委員 そうや。

○坂倉広子委員 文教ではないということですね。

(「ないということですよ」の声あり)

○山本哲也副委員長 そうです。

○坂倉広子委員 そういうことやね。確認させていただきました。

○浜口一利議長 いわゆるこの請願の内容自体が鳥羽高存続のために力をかしてくださいという請願なもので、どんなことをやるとか、こんなことをやるというところまでまだ至らないもので、これが出てからの話ということですので、もうちょっとそのあたりで引っかかったものというところかな。

○尾崎 幹委員 いやいや、この質問内容を見とって、世古さんがもしかして、そら、もう市長も高校一つもないような地域になってしまうことはいかんと、今後の支援はもう絶対させてもらうということになってくると、言うしかないでしょう、これ。先にしとると言うとのに、この請願がしてくれと。何かやっぱりそこにねじれなり、かみ合わない部分が出てくると、反対にこの請願出す人らの……。

○山本哲也副委員長 はい。

○世古安秀委員 それでは、一般質問やる。これ、本来ならば、別に議運で僕の一般質問をできるかどうかということ判断するような、そういう議題に上がること自体、議題やないけれども、こと自体、そういう案件ではないと思うんです、一般質問するかどうかというのは。本人の権利があるから、やるというふうに。

ただ、やっぱり僕も心配なことは、そういう先ほどのコピーのようなこともあるというふうなことで、ちょ

つとここで話ししてもらおうかということで、僕も了解して、みんなの意見を聞きたいということで出させてもらったということなんです。

まずは、副委員長、先ほどの、まず、どうかというふうなもの、この辺をまず決定していただいて、あとのまた次の段階でのことを後でちょっとまた話したいと思います。

○山本哲也副委員長 先に決めたともうそのことで。

○尾崎 幹委員 いや、もう決めたら話しする必要なくなってくる。

○山本哲也副委員長 今言われとる委員会とのねじれとか、その辺の話も含めやんと。

○浜口一利議長 一般質問を世古さんの（聴取不能）やらざるを得んやろ。世古議員の裁量でやるしかない。

○山本哲也副委員長 尾崎、弱く出るところもあれも考えると、なかなか思うようなあれができないんじゃないかということで時期ずらしたらどうやというふうなお心遣いをいただいておりますが、はい。

○世古安秀委員 議長の心遣いは本当にありがたいと思っていますけれども、これ、高校生活活性化協議会というのは鳥羽高と、それから先ほど言った企画財政課長、メンバーというのは市の幹部も入っておりますし、協議会の中でのことというのは、まだ一部の出席した議員しかわからないんですよ、どういう内容。この間の鳥羽高で開かれたセミナーにしてもわからないということですので、ぜひこれは鳥羽市民全員に一般質問をして市長の考え方とか、教育長の考え方とかというのを聞く必要があるかなというふうなことです。

内容については、これ以上言いませんけれども、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○山本哲也副委員長 では、どうですか、いかがですか。取り扱いについては、そのまま変更なく取り扱うような形で進めさせてもらうことに皆さんのほうでご異議ございませんでしょうか。

（「はい」の声あり）

○山本哲也副委員長 よろしいでしょうか。

尾崎委員、よろしいでしょうか。

○尾崎 幹委員 もうさっき僕はかみ合わへんと思っています。

○山本哲也副委員長 ご異議なしと認めます。

では、ご異議なしと認めさせていただきます。

よって、そのように決定させていただきます。

局長のほうから一言、いいですか。

○清水事務局長 はい、いいです。

○山本哲也副委員長 ご異議なしという判断でございます。

それでは、私の任は解かれるということで。

（委員長交代）

○世古安秀委員長 それでは、委員長に戻します。

ご協議いただくことは以上です。

これをもって議会運営委員会を散会いたします。

(午前10時58分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成30年11月28日

議会運営委員長 世古安秀